

国民健康保険のお知らせ

問合せ 医療保険年金課 ▶ 保険料の算定、加入・脱退の届け出…国保資格係 ☎(5273)4146、
▶ 保険料の納付相談…納付推進係 ☎(5273)4158 (いずれも本庁舎4階)

HPで詳しく



◆保険料を改定しました

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金等を基に保険料を毎年改定しています。令和4年度の保険料は下図のとおりです。

新宿区ホームページに、前年中の総所得金額等を基に保険料の概算を確認できる「国民健康保険料 概算早見表」を掲載しています。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

令和4年度の国民健康保険料の計算方法

基礎賦課額 (医療分)	後期高齢者支援金等 賦課額(支援金分)	介護納付金賦課額 (介護分)	年間 保険料
【均等割額】 42,100円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯の加入者全員の 算定基礎額(※) ×100分の7.16	【均等割額】 13,200円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯の加入者全員の 算定基礎額(※) ×100分の2.28	【均等割額】 16,600円×世帯の加入者 のうち40歳以上65歳未満 の方の人数 + 【所得割額】 世帯の加入者のうち40歳 以上65歳未満の方の算定 基礎額(※) ×100分の2.04	
賦課限度額65万円	賦課限度額20万円	賦課限度額17万円	
※【算定基礎額】前年中の総所得金額等から基礎控除額43万円(合計所得金額が2,400万円以下の場合)を差し引いた金額			

◆国民健康保険料は必ず納めましょう

保険料は国民健康保険制度を支える大切な財源です。

※みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・ゆうちょの各銀行の金融機関口座をお持ちの場合は、本人確認書類、口座名義人ご本人のキャッシュカード(磁気付)と暗証番号で即日口座振替手続きができます(原則として5月から開始予定。一部利用できないカードあり)。便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

- 保険料を納めないと次のような措置をとる場合があります
- ▶ 通常の保険証の代わりに、医療費が全額(10割)自己負担となる資格証明書を交付
- ※ 保険診療として扱われるため、病院にかかるときに提示してください。
- ▶ 高額療養費等保険給付の全部または一部を滞納保険料に充当
- ▶ 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を制限
- ▶ 法律に基づいて預貯金・給与・生命保険などの財産を差し押さえる
- ▶ 納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を加算
- ※ 特別な事情により、納期限までの納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。毎月第4日曜日の休日納付相談もご利用ください。

問合せ 医療保険年金課納付推進係

◆保険料の納付

● 納入通知書をお送りします

令和4年度の納入通知書は、6月中旬に発送予定です。1年間の保険料は、6月～翌年3月の10回に分けて納めてください。

※ 令和4年1月2日以降に新宿区に転入した方へは6月に発送する納入通知書では、均等割額のみをお知らせします。その後、前住所地の住民税の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、保険料の変更通知をお送りします。

問合せ 医療保険年金課国保資格係



◆国民健康保険の加入・脱退の届け出を

● 国民健康保険・勤務先の健康保険は自動的に切り替わりません

退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です。国民健康保険の資格は、「加入しなければならない日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

◆届け出は医療保険年金課・特別出張所へ

詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

- 勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するときは
資格喪失証明書をお持ちください(扶養家族がないときは退職証明書でも代用可)。
- 新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険を脱退するときは
国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。郵送でも手続きできます。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

◆令和4年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。令和4年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。

※ 確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

◆保険料の納付が困難な方・不安がある方

保険料の軽減や減免制度等があります。詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

後期高齢者医療制度に加入している方へ

入院時負担軽減支援金の申請を

入院日数と支給金額

- ▶ 7～60日…1万円
- ▶ 61～120日…2万円
- ▶ 121日以上…3万円(年度内限度額)

※ 新宿区の後期高齢者医療制度に加入した日以降の入院が対象です。



医療機関に年度内(4月1日～翌年3月31日)で通算して7日以上入院した場合、日数に応じて左下記の金額を支給します。介護施設への入所は対象外です。

問合せ 高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階)

☎(5273)4562・☎(3203)6083

申込み 以下の書類を、問合せ先または特別出張所へ直接、お持ちください。

- ▶ 入院日数が分かる病院等の領収書原本
- ▶ 入院した方(被保険者本人)の後期高齢者医療被保険者証
- ▶ 入院した方の口座内容が分かる通帳等(入院していた方が亡くなった場合は相続人の口座内容が分かる通帳等と印鑑)
- ▶ 申請者の印鑑と本人確認書類
- ★ 郵送による申請を希望する方は、お問い合わせください。